

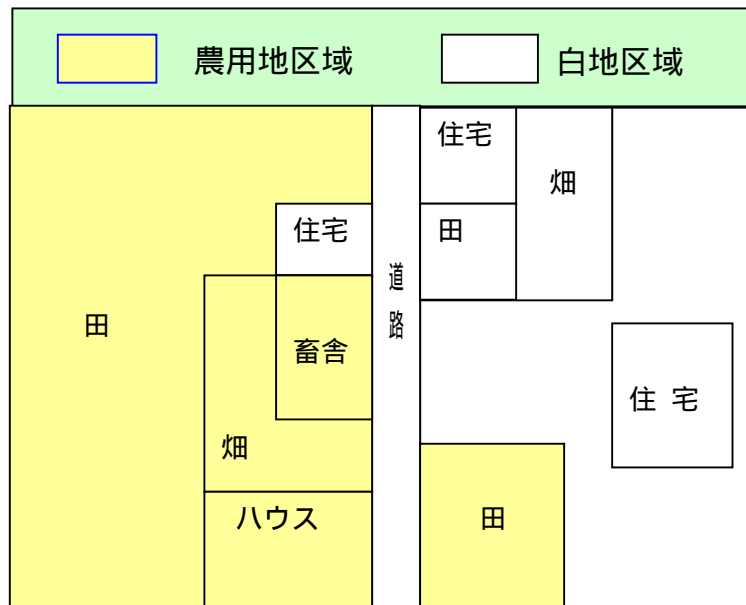
農業振興地域制度

優良農地の確保・保全のため、「農地法」による農地転用許可制度と併せ、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度が設けられています。

「農用地区域」と「白地区域」の違いは？

農用地区域	優良農地の確保・保全のため、開発が制限されている区域です。
白地区域	農用地区域から除外された区域です。 主に宅地が該当しますが、いなべ市農業振興地域整備計画により開発予定区域として計画的に除外された農地も含まれます。

農業振興地域イメージ



建物の建設等を予定している土地の区分が分からないときは、市役所農林課で確認してください。

「農用地区域」を開発するには？

居宅・倉庫等を建てる場合	原則、農用地区域からの除外はできませんが、下記のすべての要件を満たせば申出することができます。
農業生産用施設・堆肥舎等を建てる場合	農用地区域から除外する必要はありませんが、建物を建てる場合は、その面積分だけ「農業用施設用地」として区分を変更する必要があります。

「農用地区域から除外する要件」

土地利用の状況から見て、農用地区域以外の土地で代替える事が困難な場合。

周辺の農用地の集団性及び利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

土地改良施設(用水路等)の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

ほ場整備等の土地基盤整備事業完了年度の翌年度から8年を経過していること。

農地に建物を建設するまでの流れは？

居宅・倉庫等を建てる場合

設置する場所は農用地区域から除外されていますか？

いいえ

はい

農地転用手続き
申請先 農業委員会

農業振興地域整備計画
の除外申出

申出期限： 毎年 1/20、7/20

申出先： 市役所 農林課

農業委員会の諮問

県知事の同意

* 必要期間： 6ヶ月程度

着工

農業生産用施設・堆肥舎等を建てる場合

設置する場所は農用区域から除外されていますか？

いいえ

はい

農地転用手続き
申請先 農業委員会

農業振興地域整備計画
の用途区分変更届

届出先：市役所 農林課

農業委員会へ報告

県知事へ報告

*必要期間：3～6ヶ月程度

転用する土地は世帯員
の所有地ですか？

いいえ

はい

農業委員会総会に諮り
意見決定

県知事許可

*必要期間：2～3ヶ月程度

転用する土地（敷地面積）
は、200㎡未満ですか？

いいえ

はい

形状変更の届出
届出先 農業委員会

着工

*なお、申出には期間を要しますが、事前着工は罰せられますので絶対に行わないでください。

詳しくは下記までお問い合わせください

農業振興地域制度 いなべ市役所農林商工部農林課

TEL 0594-86-7831

農地転用手続き いなべ市農業委員会 事務局

TEL 0594-86-7834